平成２８年（フ）第４３０号
横浜市南区永田南１丁目２番31―105号
債務者　小田切三夫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出光　恭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
鹿児島県霧島市国分下井632－８番、住民票上の住所鹿児島市伊敷台５丁目９番１号
債務者　米盛　孝一
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
北海道滝川市滝の川町東２丁目７番14号
債務者　白石　　求
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　康紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
愛知県岡崎市明大寺町字野畔３番地３、前住所愛知県岡崎市康生町631番地　ロイヤルシティ岡崎公園1406
債務者　矢田　　渉
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３７号
北海道伊達市東関内町342番地、前住所北海道有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉68番地６
債務者　ニュートン恵（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
北海道中川郡幕別町札内北町22番地の５
債務者　古川由美子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
北海道中川郡幕別町札内北町22番地の５
債務者　古川　里奈
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
北海道帯広市西23条南１丁目131番地23
債務者　赤堀　琢也
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
群馬県太田市鳥山上町1208番地　パールハイツ102号
債務者　竹内　静枝（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１７１３号
愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木２丁目97番地ジュネス梨子ノ木参番館102号、従前の住所愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目54番地２
債務者　相川　恭依
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２４２号
大阪市西淀川区歌島３丁目６－２－602、前住所・住民票上の住所大阪市城東区今福西２丁目１番10号（前々住所）大阪市西淀川区野里１丁目30番21号　メゾン白百合502号室
債務者　三谷　真人
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７号
大阪市西淀川区佃５丁目12番２－507号、前住所大阪市西淀川区出来島３丁目２番12－502号
債務者　浅野　知弘
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００号
大阪市西成区鶴見橋２丁目12番35号
債務者　木村眞智子こと　ＣＨＯＩ　ＳＯＯＮ　ＮＡＭ　崔　　順南
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０号
大阪府枚方市村野東町47番９号
債務者　寺井　　貫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０３号
大阪府東大阪市森河内西２丁目35番８号
債務者　中村　淳一
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目７番２－304号
債務者　佐々木叶美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部